

令和4年1月26日

保護者様

岡山市岡山っ子育成局保育・幼児教育部
保育・幼児教育課長
就園管理課長

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の適用に伴う
保育所等の利用について

日頃より、本市の教育・保育施設の運営及び新型コロナウイルス感染防止対策の取組みについてご理解とご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

このたび岡山県は、「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の適用」を受け、1月27日から2月20日までの間、岡山市を措置区域に指定することになりました。

措置適用後の市内公立及び認可保育園・認定こども園等の対応については、感染防止策を徹底しつつ、開園することとします。

なお、緊急事態宣言下において実施した家庭保育のお願いや保育料及び副食費の減額等を行いませんのでご承知おきください。

※ 感染が急増していることから、保護者の皆様におかれましては、不要不急の外出を控えていただくとともに、引き続き、お子様及びご家族の健康観察や感染対策に努めていただきますよう、お願いいたします。

※ 発熱、咳だけでなく、咽頭痛、鼻水など、いつもと違う体調不良がある場合は、早期に医療機関を受診し、登園についても慎重に判断していただくようお願いいたします。

担当】	
保育・幼児教育課	TEL 086-803-1228
就園管理課（保育料について）	TEL 086-803-1432